

富山市下水道ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

要求水準書 (素案)

令和8年4月

富山市上下水道局

目次

第1章 総則	1
1.1 目的	1
1.2 適用範囲	1
1.3 対象業務	1
1.4 業務期間	2
1.5 秘密の保持	2
1.6 法令等の遵守	3
1.7 中立性の堅持	3
1.8 公益確保の義務	3
1.9 不誠実な行為等の禁止	3
1.10 提出書類	3
1.11 官公署等への手続き	3
1.12 業務実施体制	4
1.13 再委託	4
1.14 地域住民等との協調	4
1.15 協力義務	4
1.16 災害時維持修繕協定の締結	4
1.17 工程管理	4
1.18 業務事務所	5
1.19 機材の準備	5
1.20 打合せおよび記録	5
1.21 性能発注の導入	5
第2章 業務に関する基本的事項	7
2.1 基本事項	7
2.2 安全管理	7
2.3 業務計画書および報告書	8
2.4 モニタリング	10
2.5 その他	10
第3章 共通業務	11
3.1 統括管理業務	11
第4章 公共下水道に関する業務	13
4.1 維持管理に関する業務（管路）	13
4.2 改築に関する業務（管路）	15
4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）	19
4.4 改築に関する業務（マンホールポンプ）	21
4.5 その他業務	23
第5章 農業集落排水施設等に関する業務	25
5.1 維持管理に関する業務（管路）	25
5.2 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）	25
第6章 契約終了時の措置	27
6.1 引継ぎ	27
別紙1 業務指標の例	29
別紙2 リスク分担表	30
別紙3 業務概要	32

用語の定義

上下水道局	：富山市上下水道局をいう。
本事業	：富山市下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業をいう。
本要求水準書	：富山市下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業要求水準書をいう。
本施設	：本事業の対象となる公共下水道および農業集落排水等施設の管路施設をいう。
受託者	：本事業を受託する民間事業者をいう。
指示	：上下水道局の発議により、上下水道局が受託者に実施させることをいう。
承諾	：受託者の発議により、受託者が上下水道局に報告し、上下水道局が了解することをいう。
協議	：上下水道局と受託者が対等の立場で、合議することをいう。
提出	：上下水道局が受託者に対し、または受託者が上下水道局に対し業務に係わる書面またはその他の資料等（電磁的記録等を含む）を説明し、差し出すことをいう。
報告	：受託者が上下水道局に対し、業務の状況または結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
連絡	：上下水道局と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

第1章 総則

1.1 目的

下水道および農業集落排水等施設は、市民の安全・安心な日常生活や都市活動を支える重要な社会インフラであり、都市の急速な拡大に伴い整備された膨大な下水道施設等を適切に維持し、下水道管の老朽化対策を推進していくことが重要となっている。

本業務は、民間の優れた技術やノウハウを活用し、予防保全型の維持管理体制を確立するとともに、維持管理と改築を一体的にマネジメントすることで、現場の創意工夫を引き出し、より効率的な事業運営を目指すもので、将来にわたって安心・安全な下水道インフラを維持していくことを目的としている。

1.2 適用範囲

- (1) 本要求水準書は、本業務を受託する受託者に求める業務の要求水準であり、受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。
- (2) 受託者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。
- (3) 本要求水準書は、仕様の詳細を拘束するものではなく、受託者は要求水準を満たす範囲で創意工夫を行うことができる。

1.3 対象業務

本事業の対象業務は以下のとおりである。各業務の内容は本要求水準書第3章から第5章に示すとおりである。

(1) 共通

① 統括管理業務

- ・ 統括管理業務
- ・ データ管理業務

(2) 公共下水道

① 維持管理に関する業務（管路）

- ・ 巡視業務
- ・ 概略点検業務（目視、スクリーニング）
- ・ 清掃業務
- ・ 修繕業務
- ・ 緊急対応等業務

② 改築に関する業務（管路）

- ・ 詳細点検（調査）業務
- ・ 改築更新計画策定業務
- ・ 改築実施設計業務
- ・ 改築工事

- ・耐震診断業務
- ・耐震化実施設計業務
- ・耐震化工事
- ③維持管理に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・ユーティリティ（電力等）調達業務
- ④改築に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・調査業務
 - ・改築更新計画策定業務
 - ・改築実施設計業務
 - ・改築工事
- ⑤その他業務
 - ・技術提案に基づく業務（効率的な維持管理）
 - ・技術提案に基づく業務（雨天時浸入水対策）
- (3) 農業集落排水施設等
 - ①維持管理に関する業務（管路）
 - ・巡視業務
 - ・概略点検業務（目視、スクリーニング）
 - ・清掃業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ②維持管理に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・ユーティリティ（電力等）調達業務

1.4 業務期間

本事業の契約期間は、契約締結日から令和19年3月31日までとする。

1.5 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施により得られた資料および成果の所有権は上下水道局に帰属するものとし、受託者は、上下水道局の承諾なくこれらを公表してはならない。

1.6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本事業を実施するにあたり関係する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する関係諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。

1.7 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

1.8 公益確保の義務

受託者は、本事業を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.9 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序ただしく言動および身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- (2) 受託者に違反または上下水道局の指示に従わない等の不誠実な行為が確認された場合、受託者は上下水道局からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。

1.10 提出書類

- (1) 受託者は、本事業の着手時、履行期間中および業務完了時において、上下水道局が別途定める書類等を上下水道局へ提出しなければならない。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、上下水道局に報告のうえ、必要な場合、直ちに変更届を上下水道局に提出しなければならない。
- (3) 前各項の提出書類の他、上下水道局が提出を指示した書類は、指定期日までに提出しなければならない。

1.11 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、本事業の履行期間中、関係官公署およびその他の関係機関との連携を保たなければならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署および関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に上下水道局に報告しなければならない。上下水道局が行うべき届出等には、受託者は書類作成及び手続き等に協力すること。
- (3) 受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意をもって対応し、この内容を遅滞なく上下水道局へ報告しなければならない。

1.12 業務実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後、本要求水準書に示す業務実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本事業を実施するにあたり、業務実施体制に示すものの他、関係法令等に基づき、本事業の実施に必要な有資格者を配置すること。

1.13 再委託

- (1) 受託者は、統括管理業務（データ管理業務を除く）を除く業務を再委託することができる。再委託する場合には、上下水道局に申請し承諾を得なければならない。
- (2) 上下水道局は、著しく不相当であると認められる再委託事業者については交代を指示することができる。
- (3) 再委託を行う場合においては、地元企業（富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）に登載された者）を優先すること。

1.14 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、本事業を実施するにあたり、地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく上下水道局に申し出て、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに上下水道局に報告しなければならない。

1.15 協力義務

受託者は、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。また、上下水道局が自らまたは上下水道局が指定する第三者が行う関連業務に対して、上下水道局の指示によりこれに協力しなければならない。

1.16 災害時維持修繕協定の締結

受託者は、契約後速やかに下水道法第15条の2に基づく「災害時維持修繕協定」を締結するものとする。協定内容等については、契約後双方協議の上作成するものとする。

1.17 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した「業務計画書」に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 毎月末「月間業務報告書」、年度末「年間業務報告書」を提出し報告すること。

1.18 業務事務所

本事業において、上下水道局および市民等の要請があったときに、その対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に業務事務所を構えること。上下水道局の施設の貸与については検討中であり、別途定めるものとする。

1.19 機材の準備

本事業の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備しなければならない。車両の配備やその他機材は、現場条件を踏まえて迅速な対応がとれるよう準備すること。

1.20 打合せおよび記録

- (1) 受託者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、上下水道局と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うこと。指示内容は、記録簿に記録し相互に確認すること。
- (2) 休暇・連休等における緊急連絡体制を定め、事前に報告すること。
- (3) 本要求水準書または特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに協議するものとする。

1.21 性能発注の導入

本事業の契約期間（10年間）においては、受託者の創意工夫を促しつつ、確実な業務履行を担保するため、以下の通り期間を区分し、仕様発注から段階的に性能発注に移行するものとする。

(1) 仕様発注による業務実施および性能発注の試行（1～5年目を想定）

本期間は、原則として仕様発注により業務を実施し、施設の現状把握、維持管理データの蓄積および安定的な業務基盤の構築を行う。

また、性能発注への移行を目的として、【別紙1】業務指標の例を参考に、上下水道局との協議のうえ、性能発注を試行的に実施する業務および業務指標を設定し、評価を行う。受託者は、適切な指標設定に資するデータの収集・分析・提案を行うこと。本期間のリスク分担は、【別紙2】リスク分担表に基づく。

なお、性能発注を試行的に実施する業務は、仕様発注で定める仕様に基づく必要はないものとし、試行的に実施する業務に関するリスク分担は試行前に協議のうえ決定する。

(2) 性能発注の本格的な導入（6～10年目を想定）

本期間は、(1)の成果を踏まえ、アウトカム指標（結果指標）を設定し、その達成状況により評価を行う性能発注へ移行する。適用するアウトカム指標およびその目標値については、協議のうえ決定する。性能発注の本格的な導入に伴い、リスク分担の見直しおよびペナルティの設定を行う。性能発注への移行が困難と判断される業務については、仕様発注により継続する。

なお、性能発注の本格的な導入にあたって、上下水道局と受託者は、管理指標および目標値

(アウトカム指標、プロセス指標等)の設定、リスク分担の見直しおよびそれに伴う対価の変動(ペナルティ)等について協議を行い、必要に応じて契約変更を実施する。

第2章 業務に関する基本的事項

2.1 基本事項

(1) 要求水準書と特記仕様書の位置づけ

本要求水準書は、本事業における基本的事項および各業務の実施体制、目的、達成すべき水準及び内容を定めるものであり、特記仕様書は、具体的な作業手順、方法及び技術仕様等を定めるものである。なお、特記仕様書は別途定める。

2.2 安全管理

2.2.1 一般事項

- (1) 受託者は、公衆公害、労働災害および物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は気象情報および天気予報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報等が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。なお、詳細は、「2.2.5 局地的な大雨等による安全管理」に基づき対応すること。また、地震等の災害が発生した場合は、直ちに対応できるような対策（体制を含む）を講じておくこと。
- (3) 受託者は、事故防止を図るため、安全管理については、「業務計画書」に明示し、受託者の責任において実施すること。

2.2.2 安全教育

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な安全教育を行うこと。

2.2.3 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 人孔、管路などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素および硫化水素等の測定結果は、記録、保存し、上下水道局が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、上下水道局および他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

2.2.4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者および通行人の安全、ならびに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を設置し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導、ならびに整理を行うこと。
- (4) 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通処理および保安対策は、本要求水準書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (6) 前号の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、その協議結果を上下水道局に報告すること。

2.2.5 局地的な大雨等による安全管理

- (1) 本事業では分流管を対象としているが、雨天時には流量が増加することが想定されるため、局地的な大雨に対する安全対策を徹底すること。
- (2) 受託者は、雨水が流入する下水管渠内に作業員が入坑して作業を行う工事等については、業務計画書等において、局地的な大雨による増水に備えるため、下記事項を安全管理計画として記載すること。
 - ・現場特性の事前把握
 - ・作業の中止基準・再開基準の設定
 - ・迅速に退避するための対応
 - ・日々の安全管理の徹底
- (3) 受託者は、下水管渠内に作業員が入坑して作業を行う工事等については、下記のいずれかの場合には、工事等を中止する。
 - ・当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
 - ・当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

2.2.6 その他

- (1) 受託者は、作業に当たって、公共下水道施設ならびに農業集落排水施設等またはガス管等の付近では、絶対に裸火等を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、「業務計画書」に示す緊急連絡体制に従い、直ちに上下水道局および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前号の通報後、受託者は事故の原因、経過および被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに上下水道局に届け出ること。

2.3 業務計画書および報告書

受託者は、本事業の期間にわたり、業務計画書、業務報告書、週間予定表および作業日報を作成、提出することとする。

(1) 全体業務計画書

受託者は、本事業を実施するにあたって、契約締結後、業務履行開始前までに、業務着手書類として履行期間中における維持管理業務および改築業務等の内容を網羅した全体業務計画書を作成し、上下水道局に提出し、上下水道局の承諾を得ること。業務計画書は、以下に示す項目を盛り込むことを原則とし、履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

- ・業務概要および業務実施に関する基本方針
- ・全体業務の業務期間に亘る計画工程表
- ・全体業務の業務実施体制
- ・緊急連絡体制
- ・安全管理体制
- ・教育・研修体制
- ・概要、実施体制、業務実施方法、主要な資機材等を記載した各業務の全体業務計画
- ・建設副産物処理計画

(2) 年間業務計画書

受託者は、各業務に関する年度協定を締結後、速やかに年間業務計画書を作成し、上下水道局に提出し、上下水道局の承諾を得ること。年間業務計画書は、以下に示す項目を盛り込むことを原則とし、当該年度の各業務の実施計画、スケジュール等を把握できるように作成すること。

- ・当該年度の業務概要
- ・当該年度の計画工程表
- ・当該年度の業務実施体制表
- ・各業務の年間業務計画（工程管理、安全管理、品質管理等の計画を含む）

(3) 月間業務計画書

受託者は、毎月 25 日までに翌月の月間業務計画書を作成し、上下水道局に提出し、上下水道局の承諾を得ること。月間業務計画の内容については、年間業務計画の内容に準じ、当該月間の計画を日単位で把握できるように作成すること。

(4) 年間業務報告書

受託者は、毎年度 3 月末までに当該年度内に実施した各業務の内容、進捗状況を取りまとめた年間業務報告書を作成し、上下水道局に提出すること。なお、年間業務報告書に記載する考察には、各業務の結果および課題を踏まえ、上下水道局の維持管理の一層の効率化および質の向上に資する提言を含めるものとし、受託者が業務計画を策定する際に活用することとし、年間業務報告書には、上下水道局との打合せ議事録を含めること。

(5) 月間業務報告書

受託者は、翌月の 10 日までに当該月に実施した各業務の内容、進捗状況を取りまとめた月間業務報告書を作成し、上下水道局に提出すること。なお、各年度の 3 月分については、それぞれ 3 月中に月間業務報告書を作成し、上下水道局に提出すること。

2.4 モニタリング

2.4.1 基本方針

要求水準の確保および市民サービスの質を維持・向上させるため、本業務のモニタリングは、以下のとおり構成する。

- ・受託者によるセルフモニタリング（自律的な品質管理）
- ・上下水道局によるモニタリング（履行状況の確認・評価）
- ・必要に応じて設置する専門的知見を持つ第三者機関（以下、「第三者機関」という。）による第三者モニタリング

2.4.2 モニタリング会議の開催

モニタリングの結果や業務改善について協議するため、上下水道局と受託者（必要に応じて第三者機関を含む）によるモニタリング会議を定期的を開催する。具体的な内容は、別途定めるモニタリング実施計画書（案）を基に受託者が作成するモニタリング実施計画書に基づく。

2.4.3 モニタリングの要件

- (1) 受託者は、モニタリング実施計画書に基づき、自らの責任において日常のおよび定期的に点検・評価（セルフモニタリング）しなければならない。
- (2) 受託者は、セルフモニタリングの結果、要求水準等に適合していない場合、速やかに原因分析を行い、業務改善（是正措置を含む）を行わなければならない。
- (3) 受託者は、その結果を業務報告書（月報・年報）としてとりまとめ、上下水道局に報告すること。
- (4) 上下水道局は、受託者からのセルフモニタリング結果の報告書やモニタリング会議での報告、および必要に応じて行う現地立会い等を通じて、受託者が本業務を確実に遂行しているかを確認する。確認の結果、要求水準等が満たされていないと判断した場合、上下水道局は受託者に対して改善計画の提出や是正を指示することができる。
- (5) 受託者によるセルフモニタリング、上下水道局によるモニタリングの実施状況を踏まえ、必要に応じて、第三者機関による第三者モニタリングにより意見聴取等を行い、今後のモニタリング手法等の改善に活用する。
- (6) モニタリングの評価結果について、上下水道局と受託者との間に見解の相違や紛争が生じた場合は、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

2.5 その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設および農業集落排水施設等に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は、速やかに上下水道局へ報告すること。
- (2) 本要求水準書、特記仕様書等に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、速やかに上下水道局へ報告し、指示を受けて処理すること。

第3章 共通業務

3.1 統括管理業務

3.1.1 統括管理業務

(1) 業務実施体制

- ・統括管理者を代表企業から1名配置し、維持管理に関する業務、改築に関する業務、その他業務を一体的にマネジメントできる組織体制を構築すること。

(2) 業務目的

- ・本業務は、各業務に関連する法令を遵守しながら、予防保全の視点で計画的かつ効率的・効果的な業務マネジメントを行い、本要求水準書で定める要求水準を満足することを目的とする。
- ・創意工夫を十分に活かして業務改善に努め、維持管理に関する業務及び改築に関する業務を一体的にマネジメントすることを目的とする。

(3) 業務内容

ア) 各種業務のマネジメント

- ・統括管理者は、各業務の一元的な統括管理を行い上下水道局との窓口となること。
- ・現場で生じる課題に対し迅速な意思決定を行い、セルフモニタリング結果を踏まえて必要な業務改善を行うこと。

イ) 業務実施計画書および報告書の作成

- ・全体業務計画書、年間業務計画書、月間業務計画書、月間事業報告書およびその他報告等を作成するとともに、各業務の進捗状況について定期的に報告すること。

ウ) 委託業務および工事の発注

- ・各種業務を適切に発注・管理すること。

エ) 技術管理・危機管理・環境対策・地域貢献

- ・安全管理の徹底、技術基準の遵守、環境保全対策、地元企業等との連携・地域住民とのコミュニケーションを実施すること。

オ) その他必要な事項

- ・統括管理を実施するにあたり、その他必要となる事項を実施すること。

3.1.2 データ管理業務

(1) 業務実施体制

- ・統括技術管理者を1名配置し、維持管理に関する業務、改築に関する業務、その他業務を技術的な視点で一元的にデータ管理、分析できる組織体制を構築すること。

(2) 業務目的

- ・本業務は、各業務における実施結果や管理データ等の情報をとりまとめ、情報の管理およびデータの利活用を行うことを目的とする。
- ・技術的な視点での一元的な統括管理、データ分析を行い、業務を効率的かつ効果的に推

進することを目的とする。

(3) 業務内容

ア) データのとりまとめ、入力

- ・維持管理に関する業務、改築に関する業務等の成果について、上下水道局が保有する下水道台帳システムにデータ登録（更新）できる様式にて管理し、随時クラウド型台帳システムへ登録すること。
- ・効率的、効果的な事業運営をするために有効なクラウド型台帳システムの改修方法を提案すること。

イ) 技術的な視点での統括管理

- ・とりまとめた情報を技術的な視点で分析し、業務を効率的、効果的に実施できるよう提案を行うこと。
- ・性能発注の導入に向けた指標管理や技術提案に基づく業務において、分析したデータを活用すること。

第4章 公共下水道に関する業務

4.1 維持管理に関する業務（管路）

(1) 業務実施体制

- ・業務責任者を1名配置し、業務責任者は維持管理に関する業務（管路）の各業務の工程管理、品質管理、安全管理、技術的な指導を行い、現場で生じる課題に対し迅速な意思決定を行うこと。

4.1.1 巡視業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、異常箇所を早期に発見し、特に道路陥没等の重大事故を未然に防止するため、早期に地表面の落ち込み等の不具合の兆候を把握することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・管路施設が埋設されている地上部の状況について、車上より調査員の目視等により巡視し、沈下の有無やマンホール蓋およびその周辺の状況を把握し、異常の有無を記録すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）

(1) 業務目的

- ・本業務は、重要管路等について、定期的に対象施設の異常の有無を把握するとともに、施設の状態を診断し、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・対象施設（管きよの場合マンホール間の前線に渡って）の状態を診断（健全度Ⅰとそれ以外を判定）すること。
- ・概略点検（目視）は、管口カメラ、マンホール内部からの目視等の最適な手法にて実施すること。ただし、マンホール間の前線に渡って診断（健全度Ⅰとそれ以外を判定）できる手法とすること。
- ・概略点検（スクリーニング）は、簡易式直視カメラ（側視なし）、洗浄一体型カメラ、浮遊式・飛行式カメラ等の最適な手法にて実施すること。
- ・点検時にマンホール蓋の形状及び表面の異常の有無、ガタツキ等を確認すること。あわせて、マンホール蓋変遷表をもとにマンホール蓋のタイプも確認すること。
- ・点検結果は適切に記録し、記録した情報は、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料として活用すること。
- ・下水道台帳との相違を発見した場合は、現地状況を確認し報告すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.1.3 清掃業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、伏越し部や閉塞しやすい箇所、「4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）」にて清掃が必要とされた箇所のうち、緊急性が低い箇所について、計画的に清掃を行うものであり、管路施設の流下能力の確保、閉塞トラブルの防止を目的とする。

(2) 業務内容

- ・本管に堆積した土砂や付着物等により流下能力が阻害されている箇所について、適切な清掃により管路施設の機能回復を図ること。
- ・清掃により発生した汚泥は、産業廃棄物として適切に処分すること。
- ・清掃前後の状況を写真等により適切に記録すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.1.4 修繕業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.2 改築更新計画策定業務」にて修繕対応が必要と判定された箇所および「4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）」、「4.2.1 詳細点検（調査）業務」にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所について、修繕を行うものであり、管路施設の部分的な機能回復を目的とする。

(2) 業務内容

- ・管きよ、人孔等の不良、破損等の状況に応じて、適切な工法にて修繕を実施すること。
- ・修繕箇所の円滑な流下機能および止水性能を確保すること。
- ・将来的な維持管理性を考慮し、修繕を行うこと。
- ・舗装復旧において、既設舗装と同等以上の機能を確保し、段差等の発生を防止すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.1.5 緊急対応等業務

(1) 業務実施体制

- ・受託者は、開庁時間内、休日および夜間において、上下水道局からの現地調査要請に対応できるよう24時間365日対応可能な体制を整備すること。
- ・事業者は連絡体制を構築し、上下水道局へ提出すること。

(2) 業務目的

- ・本業務は、住民等からの通報、苦情等があった箇所や「4.1.1 巡視業務」、「4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）」、「4.1.3 清掃業務」、「4.2.1 詳細点検（調査）業務」にて異常が発見された箇所のうち、緊急性を有する箇所について、現地調査、緊急清掃、緊急修繕等を行うものであり、下水道施設の機能を維持し、下水道サービスの安定的な提供を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

ア) 現地調査

- ・受託者は、上下水道局から現地調査要請を受けた場合、住民等からの通報、苦情等に関する情報にもとづき、緊急性を要するものは原則として60分以内に現場に到着できるように対応すること。それ以外は、上下水道局と調整のうえ、適切な時期に現地調査を実施すること。
- ・現地調査に必要な情報（過去の苦情および対応履歴、下水道台帳情報等）をあらかじめ収集すること。
- ・現地調査結果および対応方針について速やかに上下水道局へ報告すること。
- ・現地調査の結果、緊急清掃が必要な場合は、「イ）緊急清掃業務」、緊急修繕が必要な場合は、「ウ）緊急修繕業務」として対応すること。また、対応後に上下水道局へ完了報告を行うこと。
- ・現地調査の結果は写真等により適切に記録すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

イ) 緊急清掃

- ・現地調査結果をもとに、清掃が必要な箇所を把握すること。
- ・清掃完了後、詰まり、滞留等の原因を明らかにするため、調査を実施すること。調査結果は今後の維持管理業務の基礎資料とすること。
- ・その他の業務内容は「4.1.3 清掃業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

ウ) 緊急修繕

- ・現地調査結果をもとに、修繕が必要な箇所を把握すること。
- ・その他の業務内容は「4.1.4 修繕業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

エ) その他関連業務（修繕材料調達等）

- ・緊急修繕等にて使用する修繕材料（人孔蓋、受枠等）を、使用見込みを勘案して、必要数を購入すること。
- ・購入する材料は、必要な品質基準を満たすこと。
- ・購入した材料の適切な保管、在庫管理を行うこと。
- ・修繕材料の購入記録、在庫状況等について適切に記録すること。

4.2 改築に関する業務（管路）

4.2.1 詳細点検（調査）業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、重要管路等について、施設の状態を診断するため、定期的に対象施設の異常の状況や動向等を定量的に確認し、その原因を検討するとともに、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・対象施設（管きよの場合マンホール間の前線に渡って）の状態を診断（健全度Ⅰ～Ⅳもしくは診断保留のいずれかに判定）すること。診断は別途定める診断基準にもとづき行うこと。
- ・詳細点検（調査）は、直視側視式カメラ、展開式カメラ、潜行目視等の最適な手法にて実施すること。
- ・本管の詳細点検（調査）と合わせて、マンホール内部、マンホール蓋の状況を目視にて確認するとともに、マンホール蓋変遷表をもとにマンホール蓋のタイプも確認すること。
- ・本管の詳細点検（調査）と合わせて、重要管路の取付管についても詳細点検（調査）を実施すること。
- ・詳細点検（調査）前に、必要に応じて清掃や障害物除去を実施すること。
- ・清掃により発生した汚泥は、産業廃棄物とし適切に処分すること。
- ・詳細点検（調査）結果は適切に記録し、記録した情報は、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料として活用すること。
- ・下水道台帳との相違を発見した場合は、現地状況を確認し報告すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.2 改築更新計画策定業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.1 詳細点検（調査）業務」の結果をもとに、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、最適な下水道管路施設の改築更新計画を策定することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.2.1 詳細点検（調査）業務」の結果をもとに、異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行うこと。
- ・修繕・改築対策が必要と位置つけた施設について、修繕か改築かを判定すること。
- ・改築と判定した管路施設を整理し、工法を選定の上、ライフサイクルコストを算定し、対策の実施効果を検証すること。
- ・改築や修繕に必要な事業量の算出と実施時期を設定すること。また、改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別の事業量、事業費を算出すること。
- ・上記の検討結果及び他事業との整合を勘案し、下水道ストックマネジメント計画策定に必要な改築実施計画をとりまとめること。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.3 改築実施設計業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.2 改築更新計画策定業務」の内容をもとに策定した下水道ストックマネジメント計画をもとに、管路施設（本管、人孔、取付管、公共枡）の改築工事を実施するために、目的・環境・土質条件に適合し、施工性・安全性・経済性に優れた工法を選定し、実施設計図書（設計図・計算書、積算資料等）を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・業務上必要な資料収集、調査を実施し、対象施設の構造、劣化状況、周辺環境、支障物件等（地下埋設物含む）、施工条件等を正確に把握すること。
- ・測量調査を実施し、既設管きよ及びマンホールの諸元を確認すること。
- ・設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、施工計画、支障物件移設計画、耐震設計を行い、改築工事の実施にあたり必要となる設計図書（設計図、計算書等）の作成を行うこと。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・設計した内容をもとに、土木工事標準積算基準書および下水道用設計標準歩掛表に準拠し、官積算を行い、積算図書を作成すること。必要に応じて、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.4 改築工事

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.2 改築更新計画策定業務」および「4.2.3 改築実施設計業務」の内容をもとに、対象施設（本管、人孔、取付管、公共枡、人孔蓋）の改築工事を実施し、管路の正常な機能回復を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.2.3 改築実施設計業務」で作成した設計図書にもとづき、対象施設の改築工事を実施すること。なお、人孔蓋については、「4.2.2 改築更新計画策定業務」および上下水道局が実施した改築更新計画策定業務にて交換が必要と判断された人孔蓋の改築工事を実施すること。
- ・工事着手前に調査を行い、工程、主要資材、施工方法、施工管理計画、安全管理等の内容を網羅した施工計画を作成すること。
- ・工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、工程、安全衛生、施工環境について十分管理すること。
- ・改築工事の品質および出来形について十分管理すること。管更生工事においては、更生後の品質を確保するため、「施工前の品質管理」、「施工時及び施工後の品質管理」について十分管理すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.5 耐震診断業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、上下水道耐震化計画に位置づけられている重要施設からの排水を受ける路線や、修繕、改築が必要と判断された路線のうち、将来的な耐震化が必要であるか耐震診断が未実施の路線に対して、耐震診断を行うものであり、修繕、改築とあわせて効率的に耐震化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・業務上必要な資料収集、調査を実施し、対象施設の諸元、地盤条件、その他関連資料等を正確に把握すること。
- ・想定地震動に対する既設管きよの耐震計算を行い、耐震性能を定量的に評価すること。なお、耐震計算は、原則として応答変位法により、レベル1及びレベル2地震動に対して行うこと。
- ・耐震計算の結果、耐震性能が不足すると評価された施設については、補強すべき具体的部位及び補強内容を抽出し、整理すること。
- ・耐震補強必要箇所については、補強対策の概略検討を行うこと。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.6 耐震化実施設計業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.5 耐震診断業務」および上下水道耐震化計画にもとづき上下水道局が実施した耐震診断業務により、耐震補強が必要と判断された施設（本管、人孔）について、耐震化工事を実施するために、目的・環境・土質条件に適合し、施工性・安全性・経済性に優れた工法を選定し、実施設計図書（設計図・計算書、積算資料等）を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・業務上必要な資料収集、調査を実施し、対象施設の構造、周辺環境、支障物件等（地下埋設物含む）、施工条件等を正確に把握すること。
- ・測量調査を実施し、既設管きよ及びマンホールの諸元を確認すること。
- ・設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、施工計画、支障物件移設計画、耐震設計を行い、耐震化工事の実施にあたり必要となる設計図書（設計図、計算書等）の作成を行うこと。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・設計した内容をもとに、土木工事標準積算基準書および下水道用設計標準歩掛表に準拠し、官積算を行い、積算図書を作成すること。必要に応じて、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。

- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.2.7 耐震化工事

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.2.6 耐震化実施設計業務」の内容をもとに、対象施設（本管、人孔）の耐震化工事を実施し、耐震化を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.2.6 耐震化実施設計業務」で作成した設計図書にもとづき、対象施設の耐震化工事を実施すること。
- ・工事着手前に調査を行い、工程、主要資材、施工方法、施工管理計画、安全管理等の内容を網羅した施工計画を作成すること。
- ・工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、工程、安全衛生、施工環境について十分管理すること。
- ・改築工事の品質および出来形について十分管理すること。管更生工事においては、更生後の品質を確保するため、「施工前の品質管理」、「施工時及び施工後の品質管理」について十分管理すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）

(1) 業務実施体制

- ・業務責任者を1名配置し、業務責任者は維持管理に関する業務（マンホールポンプ）の各業務の工程管理、品質管理、安全管理、技術的な指導を行い、現場で生じる課題に対し迅速な意思決定を行うこと。

4.3.1 保守点検業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、マンホールポンプ施設（ポンプ、操作盤、水位計等）の巡回監視を行うとともに、定期的に状態を把握し、消耗品の交換、清掃や軽微な修繕を行い、効率的な運転・維持管理を行うとともに、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・定期的にポンプの引き上げ等を行い、設備の状態を確認すること。なお、定期点検の頻度は1回/年とする。
- ・定期的にポンプ槽内目視確認、浮遊物、異物除去を行い、異常の有無を確認すること。なお、通常点検の頻度は、1回/月とする。
- ・電気事業法にもとづく自家用電気工作物の保安管理（定期的な点検及び測定・試験）を実施すること。
- ・必要に応じて、槽内の清掃や劣化部品の取替等の軽微な修繕を実施し、機能を維持する

- こと。
- ・清掃により発生した汚泥は、産業廃棄物とし適切に処分すること。
 - ・点検結果は適切に記録し、記録した情報は、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料として活用すること。
 - ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.3.2 修繕業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.3.1 保守点検業務」にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所の修繕および定期的なポンプの分解修繕を行うものであり、施設の機能回復を目的とする。

(2) 業務内容

- ・異常の状況に応じて、適切な修繕を実施すること。
- ・将来的な維持管理性を考慮し、修繕を行うこと。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.3.3 緊急対応等業務

(1) 業務実施体制

- ・受託者は、開庁時間内、休日および夜間において、マンホールポンプ施設の通報監視システムからの異常通報や上下水道局からの現地調査要請に対応できるよう24時間365日対応可能な体制を整備すること。
- ・事業者は連絡体制を構築し、上下水道局へ提出すること。

(2) 業務目的

- ・本業務は、マンホールポンプ施設の通報監視システムからの異常通報箇所や保守点検業務にて異常が発見された箇所のうち、緊急性を有する箇所について、現地調査、緊急清掃、緊急修繕等を行うものであり、下水道施設の機能を維持し、下水道サービスの安定的な提供を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

ア) 現地調査

- ・受託者は、マンホールポンプ施設の通報監視システムからの異常通報や上下水道局からの現地調査要請があった場合、緊急性を要するものは原則として60分以内に現場に到着できるよう対応すること。
- ・現地調査に必要な情報（過去の異常通報履歴、下水道台帳情報等）をあらかじめ収集すること。
- ・現地調査結果および対応方針について速やかに上下水道局へ報告すること。
- ・現地調査の結果、緊急清掃が必要な場合は、「イ）緊急清掃業務」、緊急修繕が必要な場合は、「ウ）緊急修繕業務」として対応すること。また、対応後に上下水道局へ完了報告を行うこと。

- ・停電又は故障等により施設が稼動しなくなり、汚水の流出またはその恐れがあり吸引車による作業等が必要な場合、上下水道局と協力し関係機関等の調整及び対応に努めること。
- ・現地調査の結果は写真等により適切に記録すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

イ) 緊急清掃

- ・現地調査結果をもとに、清掃、異物撤去等を実施し、施設の異常を適正に復旧すること。
- ・清掃完了後、原因を明らかにするため、調査を実施すること。調査結果は今後の維持管理業務の基礎資料とすること。
- ・清掃により発生した汚泥は、産業廃棄物とし適切に処分すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

ウ) 緊急修繕

- ・現地調査結果をもとに、修繕を実施し、施設の異常を適正に復旧すること。
- ・その他の業務内容は「4.3.2 修繕業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

エ) その他関連業務（修繕材料調達等）

- ・緊急修繕等にて使用する修繕材料（リレー、水位計等）を、使用見込みを勘案して、必要数を購入すること。
- ・購入する材料は、必要な品質基準を満たすこと。
- ・購入した材料の適切な保管、在庫管理を行うこと。
- ・修繕材料の購入記録、在庫状況等について適切に記録すること。

4.3.4 ユーティリティ（電力等）調達業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、マンホールポンプ施設の運転管理に必要なユーティリティの調達管理を行うものであり、施設の機能を維持することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・適切な手順に従って、電力、水道、燃料（非常用自家発電機）について、安定的で品質を確保できる調達方法および管理体制を確保し、適切に管理すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.4 改築に関する業務（マンホールポンプ）

4.4.1 調査業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、マンホールポンプ施設の健全度の判定に必要な調査を実施するものであり、

今後の修繕や改築等の計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）」を踏まえて、改築が必要と考えられるマンホールポンプを選定し、調査を実施すること。
- ・現地調査前に、施設の諸元情報（構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度等）を収集し、整理すること。
- ・目視による施設の確認および維持管理担当者へのヒアリングを行うこと。
- ・調査結果は適切に記録し、記録した情報は、今後の修繕及び改築等の計画策定の基礎資料として活用すること。
- ・下水道台帳および設備台帳との相違を発見した場合は、現地状況を確認し報告すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.4.2 改築更新計画策定業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.4.1 調査業務」の結果をもとに、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、最適なマンホールポンプ施設の改築更新計画を策定することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.4.1 調査業務」の結果をもとに、異常の程度の評価結果を整理し、健全度の判定及び対策の要否（維持又は対策）の判定を行うこと。
- ・修繕・改築に関する優先順位を検討すること。また、設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整すること。
- ・修繕・改築対策が必要と位置つけた施設について、管理方法(状態監視保全・時間計画保全、事後保全)を踏まえて、修繕か改築かを判定すること。
- ・上記の検討結果及び他事業との整合を勘案し、下水道ストックマネジメント計画策定に必要な改築実施計画をとりまとめること。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.4.3 改築実施設計業務

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.4.2 改築更新計画策定業務」の内容をもとに策定した下水道ストックマネジメント計画をもとに、マンホールポンプ施設の改築工事を実施するために、実施設計図書（設計図・計算書、積算資料等）を作成することを目的とする。

(2) 業務内容

- ・業務上必要な資料収集、調査を実施し、対象施設の構造、劣化状況、周辺環境、施工条件等を正確に把握すること。
- ・設計計画、各種計算、図面作成、数量計算、施工計画、仮設計画を行い、改築工事の実施にあたり必要となる設計図書（設計図、計算書等）の作成を行うこと。
- ・当該施設の管理・運用の実態を把握し、現状の課題に関する改善策の検討をするとともに、経済性にも合理的な改築となるよう、検討を行うこと。
- ・技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めること。
- ・設計した内容をもとに、土木工事標準積算基準書および下水道用設計標準歩掛表に準拠し、官積算を行い、積算図書を作成すること。必要に応じて、価格設定の根拠となる見積書等を添付すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.4.4 改築工事

(1) 業務目的

- ・本業務は、「4.4.3 改築実施設計業務」の内容をもとに、対象施設の改築工事を実施し、施設の正常な機能回復を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・「4.4.3 改築実施設計業務」で作成した設計図書にもとづき、対象施設の改築工事を実施すること。
- ・工事着手前に調査を行い、工程、主要資材、施工方法、施工管理計画、安全管理等の内容を網羅した施工計画を作成すること。
- ・工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、工程、安全衛生、施工環境について十分管理すること。
- ・改築工事の品質および出来形について十分管理すること。機器類は現場搬入時に製作工場で実施する社内試験結果並びにデータ表を提出すること。また、現地据付後、試運転調整を実施し、所定の性能を確認できる現地試験成績表を提出すること。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

4.5 その他業務

4.5.1 技術提案に基づく業務（効率的な維持管理）

(1) 業務目的

- ・今後、管路の老朽化が進行する中、安定した下水道サービスを持続的に維持していくにあたり、維持管理業務を担うマンパワーに限界があることが想定され、メリハリのある効率的な維持管理への移行が今後の課題であると考えている。本業務は、上記の課題に対して、効果的と考えられる、効率化、省力化に資する維持管理の手法を提案し、実施するものである。

(2) 業務内容

- ・本事業の維持管理に関する業務において蓄積した情報や把握した課題や改善点を踏まえ、具体的な手法を提案すること。提案は事業開始から5年目までを目途に行うこと。
- ・技術提案の実施は市と協議のうえ判断するものとし、提案の実施による委託料の取扱いは市と協議のうえ決定する。
- ・提案は中長期的にマンパワーが減少した場合においても、安定した下水道サービスを持続的に提供することを目標とし、道路陥没等の維持管理のリスクが高まることなく、要求水準書、特記仕様書等で定める手法に比べ効率的な手法を提案すること。
- ・実施時には、適宜フォローアップを行い、必要に応じて、提案した手法の改善を図るとともに、提案した手法の有効性を検証すること。

4.5.2 技術提案に基づく業務（雨天時浸入水対策）

(1) 業務目的

- ・本事業の対象区域は全て分流区域であるが、雨天時には晴天時に比べ処理場への流入量が増加し、処理費の増加や運転管理に支障をきたしており、また、人口減少・高齢化が進む状況において適正な規模の施設を構築する上で雨天時浸入水は大きな課題である。本業務は、上記の課題に対して効果的と考えられる対策方針および対策手法を提案し、実施するものである。

(2) 業務内容

- ・本事業の維持管理に関する業務において蓄積した情報や把握した課題や改善点を踏まえ、具体的な対策手法および対策に向けたロードマップを提案すること。提案は事業開始から5年目までを目途に行うこと。
- ・技術提案の実施は市と協議のうえ判断するものとし、提案の実施による委託料の取扱いは市と協議のうえ決定する。
- ・雨天時浸入水対策は、本事業の対象区域のうち、最も雨天時浸入率が高い水橋処理区を対象に行うものとし、具体的な雨天時浸入水率の削減目標値を含めて提案すること。
- ・実施時には、適宜フォローアップを行い、必要に応じて、提案した手法の改善を図るとともに、提案した手法の有効性を検証すること。
- ・対策の実施に伴い、処理場への流入水量が減少し処理費用が削減されたと認められる場合には、減少した処理費用分はプロフィットシェアの対象とすることを考えている。

第5章 農業集落排水施設等に関する業務

5.1 維持管理に関する業務（管路）

(1) 業務実施体制

- ・業務責任者を1名配置し、業務責任者は維持管理に関する業務（管路）の各業務の工程管理、品質管理、安全管理、技術的な指導を行い、現場で生じる課題に対し迅速な意思決定を行うこと。なお、「4.1 維持管理に関する業務（管路）」の業務責任者と兼務可能とする。

5.1.1 巡視業務

- ・「4.1.1 巡視業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）

- ・「4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.1.3 清掃業務

- ・「4.1.3 清掃業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.1.4 修繕業務

- ・「4.1.4 清掃業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.1.5 緊急対応等業務

- ・「4.1.5 緊急対応等業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.2 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）

(1) 業務実施体制

- ・業務責任者を1名配置し、業務責任者は維持管理に関する業務（マンホールポンプ）の各業務の工程管理、品質管理、安全管理、技術的な指導を行い、現場で生じる課題に対し迅速な意思決定を行うこと。なお、「4.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）」の業務責任者と兼務可能とする。

5.2.1 保守点検業務

- ・「4.3.1 保守点検業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.2.2 修繕業務

- ・「4.3.2 修繕業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.2.3 緊急対応等業務

- ・「4.3.3 緊急対応等業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

5.2.4 ユーティリティ（電力等）調達業務

- ・「4.3.4 ユーティリティ（電力等）調達業務」と同様とする。
- ・実施数量等は【別紙3】業務概要のとおり想定している。

第6章 契約終了時の措置

6.1 引継ぎ

6.1.1 業務引継の概要

契約締結日の翌日から履行開始までの期間を業務準備期間、履行期間の最終3か月間を業務移行期間とする。受託者は、業務準備期間および業務移行期間において以下の実施方法等に従って業務の引継ぎを行うものとする。

6.1.2 業務引継の内容

- (1) 受託者は、本業務の継続かつ確実な履行を確保するため、業務準備期間において、上下水道局または前受託者からの業務の引継ぎおよび技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにすること。この引継ぎおよび技術指導を受けるに当たり必要となる費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務移行期間において、上下水道局または上下水道局の指定する者に対し業務の引継ぎおよび技術指導を行うものとする。ただし、受託者がこの引継ぎおよび技術指導を行うに当たり必要となる費用は、受託者の負担とし、引継ぎおよび技術指導を受けるに当たり必要となる費用は、上下水道局または上下水道局の指定する者の負担とする。
- (3) 引継ぎに関する事項は、以下に例を示すが、詳細は履行期間中に上下水道局と協議のうえ、決定する。
 - ・下水道施設および設備等の特性や固有の状況
 - ・過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の内容
 - ・住民対応・事故対応業務において、交渉または係争中である事案の内容
 - ・データベース等保管情報の運用方法
 - ・各種計画書および報告書の作成方法
 - ・緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
 - ・その他上下水道局または受託者が必要とする事項
- (4) 業務引継ぎおよび技術指導の実施に当たって疑義がある場合は、上下水道局および受託者は相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

6.1.3 管路施設機能確認および原状回復等

- (1) 施設機能の確保
 - ・受託者は、事業契約終了時において、本施設が下水道施設としての機能・性能を発揮できる状態（下水の流下を著しく阻害する閉塞や道路陥没等の緊急事態を発生させる重大な損傷がない状態）で引き渡すこと。
 - ・受託者が本事業において実施した改築更新工事については、事業契約終了後1年以内は、通常の経年変化を除き、再度の改築等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備されていること。
 - ・上下水道局が事業契約終了時に検査をした結果、修繕や撤去が必要となった場合において、その費用を事業者負担させることができる。

(2) 引継ぎ後の重大事故・契約不適合に対する責任

上下水道局は、事業契約終了日から1年以内に本施設の機能不全により重大な事故が発生し、それが受託者の維持管理業務の契約不適合に起因すると合理的に認められる場合、または受託者が施工した施設等に契約不適合があることを知ったときは、受託者に対して相当の期間を定めて修繕を請求し、または修繕に代え、もしくは修繕とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、上下水道局の管理不備、不可抗力または第三者の行為による場合は除く。

(3) 器具・備品等の処理

上下水道局が所有する器具、備品及び重機等、並びに事業契約終了に伴って上下水道局が受託者から所有移転を受けるものを除くほか、受託者が本施設内外に設置した監視設備、仮設構造物その他の設備等については、上下水道局の承諾を得て撤去すること。

別紙1 業務指標の例

性能発注の試行（1～5年目を想定）において設定する業務指標の例を以下に示す。以下の例を参考に、性能発注の試行前に、以下の目標の達成に資する業務指標（KPI、PI、プロセス指標等）を検討し、協議のうえ設定する。

また、試行期間に業務指標の目標値を検討し、性能発注の本格的な導入（6～10年目を想定）前に協議のうえ、設定する。

目標	業務指標の例	単位
大規模な陥没等の第三者事故の防止	下水道施設起因による道路陥没箇所数	箇所/年
予防保全型の維持管理体制の確立	緊急修繕の実施割合 (緊急修繕件数/全修繕件数)	%
	詰まり事故発生件数	箇所/年
	マンホールポンプの警報発報件数	箇所/年
使用者に対する下水道サービスレベルの維持	下水道施設起因による苦情発生件数	箇所/年
	苦情処理の迅速性 (処理までの所要時間/苦情処理件数)	分/件
	マンホールポンプ復旧の迅速性 (警報発報から復旧までの所要時間/ 警報発報件数)	分/件

別紙2 リスク分担表

上下水道局と受託者のリスク分担について、下記の表によらない場合は、その都度、協議のうえて決定する。

表 リスク分担表

区分		リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				上下水道局	受託者
共通	制度	1 法令等変更	本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更	○	
			上記以外（広く一般的に適用されるもの）		○
		2 税制変更	当該事業に直接関係するもの	○	
	上記以外（広く一般的に適用されるもの）			○	
	3 許認可	上下水道局が取得する必要がある許認可	○		
		受託者が業務実施上取得が必要となる許認可		○	
	社会	4 住民対応	事業の推進及び施設の存在自体に起因する反対運動、訴訟、苦情等	○	
			受託者の責に起因して発生する反対運動、訴訟、苦情等		○
		5 第三者損害	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできないもの	○	
	施設の存在自体によるもの		○		
	上記以外で、受託者の責に起因するもの			○	
	6 環境問題	要求水準等に従って事業を実施しても避けることのできない環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの	○		
		施設の存在自体によるもの	○		
		上記以外で、受託者の責に起因するもの		○	
経済	7 物価変動	サービス対価の変更の規定の範囲内の場合		○	
		サービス対価の変更の規定の範囲を超える場合	○		
8 資金調達	受託者が調達する業務実施に必要な資金		○		
	上下水道局で調達する資金	○			
その他	9 不可抗力	国庫負担法に該当する天災、人為的事象、その他等、通常の見可能な範囲外のものであって、施設の運営に直接影響を及ぼす事象	○		
		上記以外（受託者の故意又は過失の場合）		○	
	10 業務遂行の中断・不能	受託者の要因に基づくもの		○	
		上記以外	○		
	11 計画・設計・仕様変更	上下水道局の事由に起因するもの	○		
		受託者の事由に起因するもの		○	
12 知的財産権侵害	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は受託者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○		
13 情報の漏えい	上下水道局の責による個人情報や守秘義務情報の外部流出	○			
	受託者の責による個人情報や守秘義務情報の外部流出		○		
維持管理	15 施設の瑕疵	不可抗力によるもの	○		
		上記以外（受託者の故意又は過失の場合）		○	
	16 施設損傷	不可抗力によるもの	○		
		上記以外（受託者の故意又は過失の場合）		○	
	17 技術革新	受託者が採用した技術での追加費用		○	
上下水道局の指示等による採用技術での追加費用		○			

区分	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			上下水道局	受託者	
	18 契約内容未達	維持管理に関する業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	
	19 業務内容変更	上下水道局の指示による維持管理に関する業務の変更	○		
	20 維持管理費の変動	上下水道局の事由による事業内容の変更等に起因する維持管理費の変動	○		
		受託者の事由による事業内容等の変更等に起因する維持管理費の変動		○	
	21 道路陥没(管路起因)	受託者の責に起因するもの		○	
上記以外		○			
設計	22 用地の瑕疵	土壌汚染、地中障害物、埋設文化財等による事業の遅延、変更又は中止	○		
	23 測量・調査	上下水道局が実施した結果に起因するもの	○		
		上記以外のもの		○	
	24 設計	上下水道局の提示条件の変更による遅延、費用増	○		
受託者の提案内容、判断の不備等による遅延、費用増			○		
建設	25 施工	上下水道局の指示や変更による遅延、費用増	○		
		受託者の事由による遅延、費用増		○	
	26 施設(設計)の契約不適合	事業開始後に受託者が整備した施設の契約不適合		○	
	27 国補助金交付金リスク	国庫補助金が得られなかった場合、工事が実施できないことによる実施要領に示した受託額が得られなくなるリスク		○	
国庫補助金が得られなかった工事の実施リスクおよび工事を実施しなかったことに起因した施設・管路の不具合等リスク		○			
その他	契約前	28 公募手続	募集要項等の応募手続の誤り	○	
		29 提示資料	募集要項等の提示資料の誤り	○	
		30 応募費用負担	応募に係る費用の負担		○
		31 契約の未締結、遅延	上下水道局の責により契約締結できない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
			受託者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	32 事業開始の遅延	上下水道局の事由による事業開始の遅延	○		
		受託者の事由による事業開始の遅延		○	
		不可抗力等による事業開始の遅延	○		
	事業終了	33 契約解除	事業継続の必要がなくなった場合	○	
			受託者の債務不履行、不遵守等		○
上下水道局の事由により業務の継続履行が困難になった場合			○		
34 事業終了時の施設状態		受託者の事由により業務の継続履行が困難になった場合		○	
	事業終了時の施設状態の要求水準の未達		○		

別紙3 業務概要

各業務の実施箇所および数量を以下に示す。なお、現時点で想定している箇所および概算数量であり、今後変更となる可能性がある。

1 公共下水道に関する業務（管路）

1.1 維持管理業務に関する業務（管路）

(1) 巡視業務

4.1.1 巡視業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
県道占用箇所	約 2,160 km/10 年	約 240km/年 (R10~R18) 降雪前に年 1 回実施することを想定

(2) 概略点検業務（目視、スクリーニング）

4.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・重要管路 ・追加的に点検する枝線管路（化学的弱点箇所、排除面積 20ha 以上の管路等）	目視： 約 20,700 箇所/10 年 スクリーニング： 約 153 km/10 年（塩ビ管）	目視： 約 2,300 箇所/年 (R10~R18) スクリーニング： 約 17 km/年 (R10~R18)

(3) 清掃業務

4.1.3 清掃業務の実施箇所および数量および対象箇所は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・伏越し部 ・「概略点検業務（目視、スクリーニング）」にて清掃が必要とされた箇所のうち、緊急性が低い箇所	伏越し部： 351 箇所/10 年 その他： 約 70 箇所/10 年（想定値）	伏越し部： 39 箇所/年 (R10~R18) その他： 過去の実績より想定

(4) 修繕業務

4.1.4 修繕業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・改築更新計画策定業務にて修繕と判定された箇所 ・概略点検業務(目視、スクリーニング)、詳細点検(調査)業務にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所	約 330 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

(5) 緊急対応等業務

4.1.5 緊急対応等業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

ア) 現地調査

実施箇所	実施数量	備考
・上下水道局からの現地調査要請箇所	約 650 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

イ) 緊急清掃

実施箇所	実施数量	備考
・現地調査により、緊急で清掃が必要と判断された箇所	約 80 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

ウ) 緊急修繕

実施箇所	実施数量	備考
・現地調査により、緊急で修繕が必要と判断された箇所	約 210 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

1.2 改築に関する業務（管路）

(1) 詳細点検（調査）業務

4.2.1 詳細点検（調査）業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・重要管路 ・追加的に点検する枝線管路（化学的弱点箇所、排除面積 20ha 以上の管路等）	約 45 km/10 年 （コンクリート管）	約 5 km/年（R10～R18）

(2) 改築更新計画策定業務

4.2.2 改築更新計画策定業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・重要管路 ・追加的に点検する枝線管路（化学的弱点箇所、排除面積 20ha 以上の管路等）	約 198 km/10 年	約 22 km/年（R10～R18）

(3) 改築実施設計業務

4.2.3 改築実施設計業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
改築更新計画策定業務にて改築と判定された箇所	約 10,800m/10 年（想定値）	約 1,200m/年（R10～R18） 過去の異常箇所の割合より 想定

(4) 改築工事

4.2.4 改築工事の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

ア) 管渠

実施箇所	実施数量	備考
改築更新計画策定業務にて改築と判定された箇所	約 10,800m/10 年（想定値）	約 1,200m/年（R10～R18） 過去の異常箇所の割合より 想定

イ) 人孔蓋

実施箇所	実施数量	備考
改築更新計画策定業務にて改築と判定された箇所	約 720 箇所/10 年	約 80 箇所/年 (R10～R18)

(5) 耐震診断業務

4.2.5 耐震診断業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
上下水道耐震化計画に位置づけられている重要施設からの排水を受ける路線等	約 40km/10 年	

(6) 耐震化実施設計業務

4.2.6 耐震化実施設計業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
上下水道耐震化計画に位置づけられている重要施設からの排水を受ける路線等	管渠： 約 280m/10 年 (想定値) 人孔： 約 160 箇所/10 年 (想定値)	上下水道局が R8 までに実施する耐震診断で対策が必要と判定された路線

(7) 耐震化工事

4.2.7 耐震化工事の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
上下水道耐震化計画に位置づけられている重要施設からの排水を受ける路線等	管渠： 約 280m/10 年 (想定値) 人孔： 約 160 箇所/10 年 (想定値)	上下水道局が R8 までに実施する耐震診断で対策が必要と判定された路線

1.3 維持管理に関する業務（マンホールポンプ）

(1) 保守点検業務

4.3.1 保守点検業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
対象区域内の全てのマンホールポンプ所	2540 箇所/10 年	254 箇所/年 (R9～R18)

(2) 修繕業務

4.3.2 修繕業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
・改築更新計画策定業務にて修繕と判定された箇所 ・保守点検業務にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所	約 140 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(3) 緊急対応等業務

4.3.3 緊急対応等業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

ア) 現地調査

実施箇所	実施数量	備考
マンホールポンプ施設の通報監視システムからの異常通報箇所	約 1,300 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

イ) 緊急清掃

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で清掃が必要と判断された箇所	約 900 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

ウ) 緊急修繕

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で修繕が必要と判断された箇所	約 110 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(4) ユーティリティ（電力等）調達業務

4.3.4 ユーティリティ（電力等）調達業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
対象区域内の全てのマンホールポンプ所	2540 箇所/10 年	254 箇所/年 (R9～R18)

1.4 改築に関する業務（マンホールポンプ）

(1) 調査業務

実施箇所	実施数量	備考
維持管理業務の情報を踏まえ、改築が必要と考えられるマンホールポンプ所	30 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(2) 改築更新計画策定業務

実施箇所	実施数量	備考
維持管理業務の情報を踏まえ、改築が必要と考えられるマンホールポンプ所	30 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(3) 改築実施設計業務

実施箇所	実施数量	備考
改築更新計画策定業務にて改築と判定されたマンホールポンプ所	30 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(4) 改築工事

実施箇所	実施数量	備考
改築更新計画策定業務にて改築と判定されたマンホールポンプ所	30 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

2. 農業集落排水施設等に関する業務

2.1 維持管理に関する業務（管路）

(1) 巡視業務

5.1.1 巡視業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
県道占用箇所	約 450 km/10 年	約 50km/年 (R10～R18)

(2) 概略点検業務（目視、スクリーニング）

5.1.2 概略点検業務（目視、スクリーニング）の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・重要管路 （緊急輸送道路下の管路） ・追加的に点検する枝線管路 （化学的弱点箇所等） 	目視： 約 4500 箇所/10 年 スクリーニング： 約 10 km/10 年 （塩ビ管）	目視： 約 500 箇所/年 (R10～R18) スクリーニング： 約 1 km/年 (R10～R18)

(3) 清掃業務

5.1.3 清掃業務の実施箇所および数量および対象箇所は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・伏越し部 ・「概略点検業務（目視、スクリーニング）」にて清掃が必要とされた箇所のうち、緊急性が低い箇所 	伏越し部： 9 箇所/10 年 その他： 約 10 箇所/10 年（想定値）	伏越し部： 1 箇所/年 (R10～R18) その他： 過去の実績より想定

(4) 修繕業務

5.1.4 修繕業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・概略点検業務（目視、スクリーニング）にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所 	約 50 箇所/10 年（想定値）	過去の実績より想定

(5) 緊急対応等業務

5.1.5 緊急対応等業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

ア) 現地調査

実施箇所	実施数量	備考
上下水道局からの現地調査要請箇所	約 80 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

イ) 緊急清掃

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で清掃が必要と判断された箇所	約 10 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

ウ) 緊急修繕

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で修繕が必要と判断された箇所	約 60 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

2.2 維持管理に関する業務 (マンホールポンプ)

(1) 保守点検業務

5.2.1 保守点検業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
対象区域内の全てのマンホールポンプ所	690 箇所/10 年	69 箇所/年 (R9~R18)

(2) 修繕業務

4.3.2 修繕業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
保守点検業務にて修繕が必要と判断された箇所のうち、緊急性の低い箇所	約 50 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

(3) 緊急対応等業務

4.3.3 緊急対応等業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

ア) 現地調査

実施箇所	実施数量	備考
マンホールポンプ施設の通報監視システムからの異常通報箇所	約 400 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

イ) 緊急清掃

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で清掃が必要と判断された箇所	約 250 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

ウ) 緊急修繕

実施箇所	実施数量	備考
現地調査により、緊急で修繕が必要と判断された箇所	約 60 箇所/10 年 (想定値)	過去の実績より想定

(4) ユーティリティ (電力等) 調達業務

4.3.4 ユーティリティ (電力等) 調達業務の実施箇所および数量は下表に示すとおりとする。

実施箇所	実施数量	備考
対象処理区内の全てのマンホールポンプ所	690 箇所/10 年	69 箇所/年 (R9~R18)